

## 子どもの<いのち>を守る保育のために

～組織力と保育の質の向上が子どもの<いのち>を守る

猪熊弘子（ジャーナリスト／名寄市立大学特命教授

明福寺ルンビニー学園幼稚園・ルンビニー保育園 副園長）

### 1. 幼児教育・保育でいちばん大切なことは、子どもの「いのち」を守ること

#### (1) 「いのちを守る」とは？

- ・ 「養護」＝生命の保持＋情緒の安定 → 「一人一人の子ども」の存在
- ・ 子どもが安心して生きられる場所であること＝子どもの生きる権利

#### (2) 「養護」＝「生命の保持」＋「情緒の安定」 ⇒ 一人一人の子ども

##### ①保育所保育指針「養護」～「生命の保持」ねらい(4項目)

(※幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項)

- ・ 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。(＊園児一人一人)
- ・ 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ・ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ・ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

##### ②「情緒の安定」ねらい(4項目)

- ・ 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
  - ・ 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
  - ・ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
  - ・ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。
- ⇒ 養護の精神に基づき、一人ひとりの違いを認め、ていねいに寄り添う教育が、安全のためには最も重要。「一人ひとり」への保育をいかに実践するか？

### 2. 死亡事故・重大事故を防ぐために知っておきたい基礎知識

#### (1) 保育者は事故・ケガに「慣れている」ことを意識しよう

##### ①慣れているから大事故につながりそうな事故を見逃してしまいがち

- ・ 事故は「起こさないようにするもの」と考えることが必要。

##### ②保護者に間違った対応をしてしまいがち

- ・ 保護者は事故に慣れていないことを認識して対応  
→クレイマーになるきっかけは、「ケガ」であることが多い。  
適切な対応で、クレイマーを育てない。クレイマー＝園のリスク。

#### (2) 子どもが重篤な状態になるまでわずか「4分」しかない

- ・ 救命救急は一つの知識としては良いが、私たちは医療者ではない。
- ・ 保育者がやるべきことは「あと4分！」という状況にしないようにすること  
＝「事故を起こさない」ための取り組み(予防)に力を入れることが重要

#### (3) 園内では同じような事故が繰り返されている→ヒヤリハットを分析。

- ・ ヒヤリハットはたくさん出した方が良い⇒気づくことが重要
- ・ 同じ子どもが、同じ場所で、繰り返しヒヤリハットを起こしている。
- ・ ヒヤリハットで「子ども理解」&保育の振り返りを！

→ヒヤリハットをどのように行うか？  
「事故簿」「事故報告」「ヒヤリハット」の区別  
どのように作れば良いか？

(4) 気になる…と思ったら、「ハード」と「ソフト」を変えてみる。

園内の「見取り図」を描いてみよう⇒心配だと思う箇所をあげてみる。

ヒヤリハットや小さな事故をさまざまな角度から分析して起きた理由を考える。

⇒「問題がある」と気付いたら、「ハード」と「ソフト」を変えてみる。

①ハード＝環境、モノの形状、モノの置き方…などなど。

問題があるモノ、そのものを変える。

②ソフト＝人のありかた。人の関わり方…など。

人間の関わり方、子どもとのお約束など、人間ができることを変える。

(5) 死亡事故の典型的なパターンを知ることで重篤な事故を避けることができる

最も気をつけたいのは「くうねるみずあそび」  
＝寝ているとき、ご飯を食べているとき、水遊び  
⇒不適切な保育による事故も多い

保育施設で最も危険な場面と年齢

- |        |     |
|--------|-----|
| ①睡眠中…  | 歳   |
| ②食事中…  | 歳～  |
| ③水遊び中… | 歳以上 |

3. 安全な保育をするための具体的な方法

(1) ねる＝0～1歳＝睡眠中の事故

①必ず仰向けで寝かし付け、絶対に「うつぶせ」にしない。

②明るい部屋で寝かせる＝表情が見えるように。

\*なぜ？①子どもの体調の急変に備えるため

②子どもの生活リズムを整えるため

③タイマーを使って呼吸チェックを確実に行う。

モニターに任せっぱなしはNG⇒ヒューマンエラーを防ぐ。

④寝具に気をつける →顔の周辺をふさぐもの、覆うものがないか。

(2) くう＝1・2歳～5歳＝食事中の事故⇒コロナの影響が最も心配！

①「食べる＝危険！」という共通認識を職員全体で持つこと。

\* 食べ物による窒息事故で、毎年20人以上の乳幼児が死亡している。

\* 無理な完食主義をやめ、安全を重視する。

\* マスクの使用で口の動きが見えないことから、今後は心配

②子どもの嚥下発達、歯の状態を把握すること→保護者との情報「共有」を！

③きちんと飲み込んでいるかどうかをしっかりとみる。急いで食べさせない！

④その「お弁当」は安全ですか？→食材の安全について、保護者に伝える。

【誤嚥に気をつけたい食べもの等】

- ・ ナッツ類、あめ、キャンディタイプのチーズ、ポップコーン、せんべい、ベビーカステラ、ブドウ、プチトマト、りんご、たくあん、生のニンジン、セロリ、もち、白玉団子、うずらの卵、ちくわ、ソーセージ、魚肉ソーセージ、こんにゃく、肉片
- ・ スーパーボール、小さなおもちゃ類 ※32mm×45mm以内の大きさに注意

(3) みずあそび＝3歳以上＝水の事故

①10cmの深さの水でも、子どもは溺れる。→排水溝、トイレ、洗濯槽など

②溺れるときには、静かに溺れる！！ →静かに沈んでしまう

③プールには必ず「監視」する人をおく

→沈んでいる子がいないか監視し続ける。

※消費者庁 プール遊びに関するマニュアルを守る

守れないなら無理して実施しない。要領に「プール遊び」はない。

「夏の楽しい遊び」は他にもあるはず。日数も少ないので無理はしない。

④子どもの体調、水の深さに注意。

⑤お泊まり保育など、園外保育での水遊びでは責任をもって「下見」を行う。

#### (4) 「治療に30日以上かかるケガ等」への対策

①どんなケガが多い? ~ 1位骨折 2位 3位

②遊具の安全~どんな遊具でケガをする?

すべり台・雲梯・鉄棒・ぶらんこ・ジャングルジム

⇒すべり台からの落下が最も多い=すべり台には必ず保育者が1名はつく。

どこに誰が立つのか? マニュアルを作っておく。

③遊具・設備の安全チェックを!

a) 柵などの隙間の幅は10cm以内に

b) 首が挟まらず、身体が抜けられる幅

胴体を通り抜けさせない目的開口・通り抜けさせる開口の2種類。

ア) 通り抜けさせない開口

開口部は100mm×157mm以下とする。

開口部はΦ127以下にする

イ) 通り抜けさせる開口

開口部はΦ230以上とする。その下に障害物など設けないこと。

c) 三角△探し

※柵を付け足した遊具による死亡事故が起きている。

素人判断せず、専門家に依頼→心配な箇所はメジャーで測る。

#### (5) 保育「計画」を立てることの大切さ=行き当たりばったりはNG

①園外保育では「下見」の重要性~十分に計画を立てて行うこと

②「伝統の行事」でも、不安があれば中止する勇気を持つ

③園の周囲の状況に常に気を配る⇒園外保育の時に災害が起きたら?

④園庭・公園のどこに立つ? ⇒全部を見渡せる監視者

#### (6) 必ず参照したいガイドライン・要領

★教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】~施設・事業者向け(平成28年3月)

→自園での対応について再検討し、マニュアルを作るための資料として。

★学校給食における食物アレルギー対応について(文科省サイト)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1355536.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm)

★感染症対策(文科省サイト)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353635.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353635.htm)

★幼保連携型認定こども園教育保育要領

第3章「健康および安全」3(2)事故防止及び安全対策

→「睡眠中・食事中・水あそび中」という具体的な危険について記載。

アレルギー対応についても記載。(※注 資料p.5参照のこと)

#### 4. 「組織」が事故を引き起こす~職員が自ら考え、動くこと

(1) 組織の安全を考える「スイスチーズモデル」

・ 重大事故は、誰か1人がミスをしたから起こるわけではない=組織の問題。

・ 1枚1枚のチーズが、保育の場面&一人ひとりの保育者。

→「穴」の位置を変えることで、事故を防ぐ。

- 1人ひとりがほかの人とは違う「穴」を持つことも大切→みんなで防ぐ。
- (2) 自園の「常識」を疑おう！…思い込み、怠慢、無視から死亡事故が起きる
- ・繰り返される「今まで何もなかったから、大丈夫だと思っていた」
  - 「まあ、いいか」「うちは大丈夫」「今まで大丈夫だった」→リセット！

## 5. 子ども主体の保育は安全な保育

### (1) 本当の「子ども主体」とは？～子どもの声を聞こう

- ① 「やらせる」ではない。でも「放置・放任」ではない。

子ども主体の自由な保育は、放置放任の保育ではない！＝本来は安全である

➤ 故・堀合文子先生(十文字幼稚園)の言葉～子ども主体の保育

「のびのびしすぎてこの一線を越せば、放任になる。これより前に言えば阻止したことになる。この線—ここまでの、この世界というものが大事」(内田伸子編著『まごころの保育』)

- ② 子どもの「やりたくない！という主体性」にも向き合う。

～強制・矯正ではなく、共生が大切なのは？

保育者も一緒に育っていく。保育者も楽しい！

### (2) 子どもの権利を守る保育

保育の中で「私は、子どもの権利を守っているかな？」と考える

『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～』(全国保育士会のサイト内)

<http://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

不適切な保育を防ぐ。不適切な言葉かけを防ぐ。

子どもの命を守ること＝子どもの権利を守ること

⇒子どものそばにいて、子どもの力を知っている私たちにできること。

安全に生きる権利を確実に守る。

### (3) 必要なのは” Diversity” の考え方～「多様性」を大切にする幼児教育

どんな子も安心できる園にするために必要な Diversity の考え方。

Diversity＝「みんなちがってみんないい」

外国に由来のある子、LGBT(性別違和のある子ども)

子どもたちには身体の安全だけでなく「心の安全」も必要

＝広い意味での子どもの安全

【参考資料】

作成：猪熊弘子

「保育所保育指針」の中での「安全」（\*下線作成者）

### 第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、第1章及び第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

（中略）

#### 3. 環境及び衛生管理並びに安全管理

##### (1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

##### (2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

#### 4 災害への備え

##### (1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

##### (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

##### (3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

### 第1章 総則

#### 3 保育の計画及び評価

##### (2) 指導計画の作成

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。